**平成２８年（フ）第２９７号**
大阪府守口市八雲東町２丁目54番８号　２Ｆ－２
債務者　品川　哲男
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３００号**
大阪市天王寺区四天王寺１―10―16、住民票上の住所大阪市天王寺区勝山４丁目２番９号天王寺勝山グランドヒルズ201号
債務者　西川　　栄
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３０４号**
大阪市平野区長吉長原西４丁目１番１―504号
債務者　古杉　鶴雄
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３０５号**
大阪市生野区巽中３丁目３番14荻田第七ビル208号
債務者　康谷文安こと　康　　文安
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３１３号**
大阪府寝屋川市木田元宮２丁目10番５号
債務者　羽根　亨子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３３７号**
函館市駒場町７番22号　コーポ駒場　12
債務者　大塚　昌幸
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
函館地方裁判所

**平成２８年（フ）第６号**
函館市美原５丁目18番22号
債務者　三浦　滝子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
函館地方裁判所

**平成２８年（フ）第１３号**
函館市高丘町４番４号
債務者　佐藤　　健
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
函館地方裁判所

**平成２８年（フ）第１４号**
函館市高丘町４番４号
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
函館地方裁判所

**平成２７年（フ）第２０３号**
山形市馬見ケ崎１丁目12番21号
債務者　千葉　隼人
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１１４１号**
京都市山科区北花山大林町15―８、住民票上の住所京都市右京区嵯峨梅ノ木町３番地15
債務者　萩原　　綾
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第４１号**
京都市山科区日ノ岡鴨土町49番地１　カーザビアンカ109号室
債務者　幡司　明伯
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第１４０４号**
さいたま市桜区西堀３丁目１番12号　シティハイムコスモス102
債務者　横尾　幸一
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１４０８号**
埼玉県川口市大字東内野603番地の31
債務者　村山　知子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第４１７号**
愛知県豊田市美里１丁目14番地18　ハイツ長嶋201号、前住所愛知県豊田市美里３丁目６番地７　シティライフ203号
債務者　小田　園恵
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２７年（フ）第１４８５号**
さいたま市岩槻区府内２丁目27番７号　ハイツ美楽Ａ107、旧住所さいたま市見沼区大字東宮下2025番地　大宮東宮下高層４―212
債務者　平良　聖恵
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１５０３号**
埼玉県川口市大字辻587番地
債務者　島崎　百代
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係